

★医療広告に関する自己点検票(チェックリスト)

広島県健康福祉局医務課【H31.1 第4版】

- このチェックリストは、医療広告を掲載するにあたって、あらかじめチェックしていただきたい内容をまとめたものです。
- 平成30年6月1日から、医療機関のウェブサイト等も新たに広告規制の対象とされました。
- このチェックリストを活用いただき、患者等に正確な情報が提供されるよう、事前の確認を徹底してください。
- 医療広告規制についての詳細は、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)」及び「医療広告ガイドラインに関するQ&A」をご確認ください。

【一般的事項】

1 広告の定義	
<input type="checkbox"/>	次の①・②のいずれの要件も満たす場合、医療広告に該当する。
①	<p>【誘引性】患者の受診等を誘引する意図があること</p> <p>(注) 広告に該当するか否かを判断する情報の客体の利益を期待して誘引しているか否かで判断</p>
②	<p>【特定性】医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること</p> <p>(注) 複数の提供者又は医療機関を対象としている場合も該当</p>
※	患者等に広告と気付かれないように行われる、いわゆる「ステルスマーケティング」等については、医療機関が広告料等の費用を負担等の便宜を図って掲載を依頼しているなど、実質的には①・②のいずれの要件も満たし、同様に広告として取り扱うことが適当な場合がある。
※	医療機関の広告に、新聞や雑誌の記事等を引用する場合は、引用部分の内容が、医療法及び医療広告ガイドラインを遵守した内容であれば、当該記事等を引用又は掲載することは可能。 (注:「日本が誇る50病院の一覧」等、雑誌社等が評価した結果は、比較優良広告になることから、原則広告不可。)
2 広告に該当する媒体の具体例	
	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、パンフレット、ダイレクトメール等 ・ポスター、看板、ネオンサイン、アドバルーン等 ・新聞紙、雑誌、放送等 ・記事風広告(下記参考) ・Eメール、インターネット上の広告等 ・不特定多数の者への説明会、相談会等で使用するスライド、ビデオ等
※	記事風広告とは、新聞や雑誌等に掲載された治療方法等に関する記事のうち、医療機関が広告料等の費用を負担する等の便宜を図って記事の掲載を依頼し、患者を誘引するものをいう。
※	雑誌の同一紙面上に掲載物について、上段が治療法等に関する記事で、下段が当該治療等を実施している医療機関の広告の場合、上段・下段に分離されているとの構成上の理由により、上段の記事が広告に該当しないとはいえ、医療機関が広告料等の費用を負担する等の便宜を図って記事の掲載を依頼し、患者を誘引するものは、記事風広告として広告に該当する。
※	広告のチラシ等に印刷されているQRコードを読み込むことで表示されるウェブサイト等はインターネット上のウェブサイトと同様に取り扱い、広告規制の対象となる。 また、患者等が自らダウンロードする特定の医療機関のアプリケーションも、広告規制の対象となる。 (ただし、下記「限定解除の要件」に該当する場合は、広告可能事項の限定を解除可能。)
※	患者の希望により配布するメールマガジンやパンフレット、フリーペーパーに掲載された医療機関等の広告も広告規制の対象となる。 (複数の医療機関を紹介するパンフレットを、各医療機関の院内で配布する場合でも、その内容が「誘引性」及び「特定性」を有する場合は、広告規制の対象となる。)
※	医療機関の口コミ情報ランキングサイトについて、ランキングサイトを装って、医療機関の 口コミ等に基づき、医療機関にランキングを付すなど、特定の医療機関を強調している場合は、比較優良広告として広告規制の対象となる。
※	「個人が運営するウェブサイト」、「フェイスブックやツイッターといったSNSの個人ページ」、「口コミサイト」等への体験談の掲載については、医療機関が広告料等の費用負担等の便宜を図って掲載を依頼しているなどの誘引性が認められる場合、広告規制の対象となる。
※	外国語のみで作成された広告であっても、広告規制の対象となる。
3 広告可能事項の限定解除の要件等	
<input type="checkbox"/>	<p>医療法又は広告告示により広告可能とされた事項以外は、広告してはならないこととされているが、患者が自ら求めて入手する情報については、適切な情報提供が円滑に行われる必要があるため、次の要件を全て満たす場合(③・④は自由診療について情報を提供する場合に限る) 広告可能事項の限定を解除し、他の事項を広告することができる。</p>
	医療に関する適切な選択に資する情報であって、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること。
①	<p>※これまで認知性(一般人が認知できる状態にあること)がないために医療広告規制の対象とされていなかったウェブサイトの他、メルマガ、患者の求めに応じて送付するパンフレット等が該当する。</p> <p>※バナー広告や、検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたものなどは該当しない。</p>

	表示される情報の内容について、患者等が容易に照会できるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法で明示すること。 ※問い合わせ先（電話番号・Eメールアドレス等）が記載されていること等により、容易に照会が可能であり、それにより患者と医療機関等との情報の非対称性が軽減されるよう担保されている場合を指す。
②	※問い合わせ先について、次のような場合は、患者等が容易に照会できるとは言えないため、不適切である。 ・予約専用である旨が記載され、問い合わせ可能である旨の記載のない電話番号などの場合 ・問い合わせ先の電話番号につながるものの、自動音声に対応するのみで、問い合わせに対する折り返しの連絡がないような場合 ・メールアドレスが記載されている場合であって、受付した旨の返信があるのみで問い合わせに対する返答がないような場合
	自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること。
③	※通常必要とされる治療内容、標準的な費用、治療期間及び回数を掲載し、情報を分かりやすく提供すること。 ※標準的な費用が明確でない場合には、通常必要とされる治療の最低金額から最高金額（発生頻度の高い追加費用を含む。）までの範囲を示すなどして、可能な限り分かりやすく示すこと。
	自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること
④	※国民や患者の医療の適切な選択を支援する観点から、その主なリスクや副作用などの情報に関しても分かりやすく掲載し、国民や患者に対して適切かつ十分な情報を提供すること。
注	①～④の限定解除要件については、ウェブページを患者が容易に視認できることが必要。 ●容易に視認できる状態ではないと考えられる例 ・文字が極端に小さく、容易に確認ができないと考えられるもの ・背景色と同じあるいは同系統の文字色で記載されているなど、配色に問題があると考えられるもの ・意図的に情報量を増やし、必要事項を見逃す恐れがあると判断できるもの ※患者の求めがあった場合には、広告可能事項の限定解除の要件として記載されたものと同じ内容を紙面等で提供することが望ましい。

【具体的事項】

1 広告可能な事項について		
<input type="checkbox"/> 医療法第6条の3に規定している「医療機能情報提供制度」の対象事項		
<input type="checkbox"/>	【広告可能】	医療法第6条の3に規定している医療機能情報提供制度の対象となる事項については、専門外来を除いて医療に関する広告としても、原則として広告可能な事項
		医療広告ガイドライン第5-2
<input type="checkbox"/> 医療機関の名称、電話番号等		
<input type="checkbox"/>	【広告可能】	・医療機関の名称（認識可能な略称や英語名） ・医療機関のロゴマークや看板の写真 ・ファクシミリ番号 等
		医療広告ガイドライン第5-4-（3） Q&A〔Q5-2、Q5-3、Q5-6、Q5-7〕
<input type="checkbox"/>	【広告可能】	・「〇〇メディカルモール」というビルの名称である旨 複数の医療機関等が集まっているビルや商業施設を「〇〇メディカルモール」と称することについては広告可能。
<input type="checkbox"/>	【広告不可】	・医療機関の名称（広告が認められていない診療科目を名称に用いるもの）
		※医療機関の名称として使用できるか否かは、次のとおり ① 名称として使用可能な範囲 ・治療方法、特定の疾病や症状の名称、診療対象者など法令及び医療広告ガイドライン等により広告可能とされたもの （使用可能な例：ペインクリニック、糖尿病クリニック、高血圧クリニック、腎透析クリニック、女性クリニック 等） ② 名称として使用が認められないもの ・法令及び医療広告ガイドライン等において広告が禁止されているもの （具体例：虚偽にわたるもの、比較優良であることを示すもの、事実を不当に誇張して表現したり、人を誤認させるもの 等） （認められない例：不老不死病院、ナンバーワンホスピタル、無痛治療病院 等）
<input type="checkbox"/> 診療日・診療時間等		
<input type="checkbox"/>	【広告可能】	・「午前宅診・午後往診」のような具体的な診療時間を明示しない記載 ・診療日を明示せず休診日を明示すること ・「平日〇〇時～〇〇時予約受付」のような予約時間の併記 ・ウェブサイトのURL 等
		医療広告ガイドライン第5-4-（4）
<input type="checkbox"/> 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた医療機関である旨		
<input type="checkbox"/>	【広告可能】	・指定を受けた旨や法令における名称、それらの略称 （例：依存症専門医療機関又は依存症治療拠点機関である旨） （例：看護師特定行為研修指定研修機関である旨）
		医療広告ガイドライン第5-4-（5） Q&A〔Q2-19〕
<input type="checkbox"/>	【広告不可】	・学会の認定する研修施設である旨 ただし、ウェブサイトについては、限定解除要件を満たした場合は、広告可能事項の限定を解除可能。

<input type="checkbox"/> 地域医療連携推進法人である旨		
<input type="radio"/> 【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・参加する地域医療連携推進法人名や参加している旨 ・地域医療連携推進法人に参加する病院等の数や名称 	医療広告ガイドライン第5-4-(6)
<input type="checkbox"/> 入院設備の有無、病床数、従業者の員数、設備等		
<input type="radio"/> 【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に関する事で、客観的な事実として検証可能な事項 (治療方法を名称に含む施設(内視鏡検査室・採血室・化学療法室等)については、当該医療機関が行う治療法が、広告可能な治療法に該当する場合は、広告可能) ・敷地内の写真や映像等 ・据え置き型医療機器等の機械器具(MRI・CT等)の配置状況、写真等 (医療機器等のメーカー名は広告可能) <p>※又は広告告示により広告可能とされた事項は、文字だけでなく、写真・イラスト・映像・音声等による表現が可能。</p>	医療広告ガイドライン第5-4-(7) Q&A [Q3-12, Q3-13, Q3-14, Q3-21]
<input type="checkbox"/> 医療従事者の氏名、年齢、役職等		
<input type="radio"/> 【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・広告可能な医療従事者の具体的範囲は次のとおり : 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、栄養士 	医療広告ガイドライン第5-4-(8) Q&A [Q2-20, Q2-21, Q3-6, Q3-7, Q3-15]
<input type="radio"/> 【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医師会等での役職、学会の役員である旨⇒現任であれば広告可能 ※ 当該法人又は当該学会のウェブサイト上等でその活動内容や役員名簿が公開されていることが必要。 	
<input type="radio"/> 【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・医学博士である旨 (略歴の一部として取得年、取得大学とともに記載することが望ましい。) 	
<input checked="" type="radio"/> 【広告不可】	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の略歴として、研修を受けた旨 (例: 特定行為研修を受けた看護師である旨) <p>ただし、ウェブサイトについては、限定解除要件を満たした場合は、広告可能事項の限定を解除可能。</p>	
<input checked="" type="radio"/> 【広告不可】	<ul style="list-style-type: none"> ・日本専門医機構認定の専門医である旨 ・産業医である旨 <p>※「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等について(平成25年5月31日付け医政総発0531第1号医政局総務課長通知)」に記載されている資格名しか広告できない。</p> <p>ただし、ウェブサイトについては、限定解除要件を満たした場合は、広告可能事項の限定を解除可能。</p>	
<input type="checkbox"/> 医療相談・医療安全・個人情報に必要な措置等		
<input type="radio"/> 【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所の管理又は運営に関する事(内覧会の実施等) ・セカンドオピニオンを希望したときの受入、他医師の紹介等の協力体制 ・医療事故の院内報告制度の整備、安全管理のための職員研修の開催等 ・個人情報保護に関する従業者に対する教育訓練の実施状況 ・平均待ち時間(適宜更新する必要あり) ・「無料相談」(無料で健康相談を実施している旨)等 	医療広告ガイドライン第5-4-(9) Q&A [Q2-12, Q3-8]
<input type="checkbox"/> 紹介可能な他の医療機関等、共同利用の状況、連携状況等		
<input type="radio"/> 【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・紹介可能な医療機関や介護サービス事業者などの名称、所在地、連絡先 ・共同利用している医療機器の名称、写真等(型番は広告不可) ・紹介率又は逆紹介率(数値の算定式及び算定に使用した患者数等が公表されている場合に限り)等 	医療広告ガイドライン第5-4-(10) Q&A [Q3-24]
<input type="checkbox"/> 診療録その他の医療に関する情報の提供等		
<input type="radio"/> 【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達手段としてのウェブサイトのアドレス、電子メールアドレス ・診療録等諸記録の開示手続き、相談窓口の連絡先、提供実績等 	医療広告ガイドライン第5-4-(11)

□ 医療機関において提供される医療の内容等			
○	【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・治療の方法，方針 (例：「術中迅速診断を行い，可能な限り温存手術を行います」) (例：「治療方法について，メリット・デメリットを説明し，話し合いの下で治療方針を決定するようにしています」) ・評価療養，患者申出療養及び選定療養の説明（内容，制度，負担費用等も併せて示すことが望ましい） ・公的医療保険適用外の医療であるが，その手技等は保険診療等と同一である自由診療について，その検査，手術その他治療の方法 (<u>公的医療保険が適用されない旨及び標準的な費用を併記する場合に限る</u>) (治療の方法に，併用されることが通常想定される他の治療の方法がある場合は，それらを含めた総額の目安も分かりやすく記載すること) ・法令や国の事業による医療の給付を行っている旨 (例：小児慢性特定疾患治療研究事業，特定疾患治療研究事業) ・往診の実施 (往診を実施している旨，医師名，対応時間，訪問可能な地域等) ・在宅医療の実施 (訪問看護ステーションを設置している旨等) 	医療広告ガイドライン第5-4- (12) Q & A [Q 2-1, Q 2-15, Q 2-16, Q 2-17, Q 3-18, Q 3-23, Q 3-25, Q 3-26]
○	【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・「最新の治療法」，「最新の医療機器」等の表現 「最新」であることが，医学的，社会的常識の範囲で，認められるものであれば，必ずしも禁止されるものではない。 ただし，求められれば内容に係る裏付けとなる根拠を示し，客観的に実証できる必要がある。 	
○	【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・「無痛分娩」を実施している旨 	
○	【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・美容医療における「プラセンタ注射」を用いた施術を行う旨 (「プラセンタ注射」は，医薬品医療機器等法上，更年期障害，乳汁分泌不全，慢性肝疾患における肝機能の改善の「<u>効能・効果</u>」を目的に用いる場合のみ認められているため，承認された「<u>効能・効果</u>」以外の目的での使用については広告不可) <p>ただし，ウェブサイトについて，限定解除要件を満たした場合は，広告可能事項の限定を解除可能。</p>	
○	【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・「再生医療等」の表現 (医薬品医療機器等法の承認を受けた再生医療等製品のみを用いて，かつ当該承認の内容に従って行う医療技術は広告可能) (承認を受けていない製品を用いる再生医療等は，<u>広告不可</u>) <p>ただし，ウェブサイトについて，限定解除要件を満たした場合は，広告可能事項の限定を解除可能。</p>	
×	【広告不可】	<ul style="list-style-type: none"> ・治療の方法について，不当な患者誘引を避けるため，疾病等が完全に治療される旨等，その効果を推測的に述べること (例：「2週間で90%の患者で効果がみられます」) <p>ただし，ウェブサイトについて，限定解除要件を満たした場合は，広告可能事項の限定を解除可能であるが，求められれば裏付けとなる根拠を示し，客観的に実証できる必要がある。</p>	
×	【広告不可】	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品又は医療機器の販売名，型式番号等 (「<u>医薬品等適正広告基準</u>」により，医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとされているため。) <p>ただし，ウェブサイトについて，限定解除要件を満たした場合は，広告可能事項の限定を解除可能。</p>	
×	【広告不可】	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>審美治療</u>」を行っている旨 「<u>審美治療</u>」の表現には，様々な治療の方法が含まれ，そのいずれの治療を提供するのかが明確ではなく，誤認を与える可能性があるため，<u>広告不可</u>。 <p>ただし，ウェブサイトについて，限定解除要件を満たした場合は，広告可能事項の限定を解除可能。</p>	
□ 医療機関における患者の平均入院日数その他医療の提供の結果に関する事項等			
○	【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関で行われた手術の件数 (手術件数は総手術件数ではなく，それぞれの手術件数を示し，1年ごとに集計したものを複数年にわたって示すことが望ましい) ・分娩の件数 ・患者の平均入院日数 ・在宅患者，外来患者及び入院患者の数 ・平均的な在宅患者，外来患者及び入院患者の数 ・平均病床利用率 ※上記件数，平均入院日数，患者数，利用率に係る期間を暦月単位で併記すること ・機能評価係数Ⅱにおいて公表が求められる病院情報 (厚生労働省が定める条件等に従って集計した事項を，同省が定める手順に従う場合に限る) 	医療広告ガイドライン第5-4- (13) Q & A [Q 3-17]

□ その他			
○	【広告可能】	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査の実施 (対象者や部位、「人間ドック」という表現、通常要する期間を併記することも可能 〔例：乳幼児検診、胃がん検診、半日人間ドック、脳ドック 等〕) 特定の症状に対する健康相談の実施(利用者にわかりやすい表現を用いることが望ましい) 〔例：喫煙に対する健康相談〕 予防接種の実施 (接種対象者、回数、費用等を併記することは可能) 日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果 (結果だけでなく、個別具体的な審査項目の結果も広告可能) 日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨 (ISOの認証を取得している旨、認証取得日や審査登録機関の名称等も広告可能) Joint Commission International (JCI) が行う認定を取得している旨 (認証を取得している旨、個別具体的な審査項目の結果についても広告可能) 財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業への参加施設である旨 治験を実施している旨、治験実施者の名称、治験薬の対象となる疾患名、治験を実施する医療機関名、治験に係る被験者の募集等を広告可 (※治験の被験者を募集する際は、広告内容を含め、治験審査委員会による審査を受ける必要がある。) 	医療広告ガイドライン第5-4-(14) Q & A [Q3-10, Q3-11, Q3-19, Q3-20]
×	【広告不可】	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査の実施 (「遺伝子検査」や「アンチエイジングドック」等、現時点で医学的・社会的に様々な意見があり、広く定着していると認められないものは広告不可) 予防接種の実施 (ワクチンの商品名、ワクチンの発症予防率等、その効果に関する事項は広告不可) 日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果 (自己評価調査の項目は、評価機構の評価を受けていないため広告不可) 	

2 広告とは見なされない事項について

□ 以下の事項は、広告とは見なされない			
—	【広告非該当】	<p>学術論文、学術発表等 ：学会や専門誌等で発表される学術論文、ポスター、講演等は広告に該当しない。ただし、学術論文等を装いつつ、不特定多数にダイレクトメールで送る等により、実際には医療機関に対する患者の受診等を増やすことを目的としていると認められる場合は、<u>広告として取り扱う。</u></p>	医療広告ガイドライン第2-6 医療広告ガイドライン第5-5 Q & A [Q1-6, Q1-15, Q1-17]
—	【広告非該当】	<p>新聞、雑誌等の記事 ：「誘引性」がないため、原則広告に該当しない。 ただし、費用を負担して記事の掲載を依頼することにより、患者等を誘引するものについては、<u>広告として取り扱う。</u></p>	
—	【広告非該当】	<p>患者等が自ら掲載する体験談、手記等 ：自らや家族等からの伝聞により、実際の体験に基づいて出版物や手記等により公表した場合等は、「誘引性」を満たさないため広告に該当しない。 ただし、医療機関からの依頼に基づく手記や、医療機関の経営に関与する者の家族等による手記等は、医療機関の利益のためと認められる場合は、<u>広告として取り扱う。</u></p>	
—	【広告非該当】	<p>院内掲示・院内で配布するパンフレット等 ：情報の受け手が既に受診している患者等に限定されるため、「誘引性」を有さず、情報提供や広報と解される。</p>	
—	【広告非該当】	<p>医療機関の職員募集に関する広告 ：医療機関への受診を誘引するものではなく、「誘引性」を有さないため、広告に該当しない。</p>	
—	【広告非該当】	<p>背景等となる風景写真やイラスト等 (例：町や海の写真、山や森のイラスト等) ※他の病院の建物である場合等は、<u>広告不可</u></p>	
—	【広告非該当】	<p>BGMとして放送される音楽、効果音等</p>	
—	【広告非該当】	<p>芸能人や著名人の映像や声等 ：芸能人や著名人が、医療機関の名称その他の広告可能事項について説明することは、差し支えない。 ※芸能人等が実際に当該医療機関の患者である場合、当該芸能人等が患者である旨は、<u>広告不可</u>。</p>	
—	【広告非該当】	<p>医療機関主催の患者や地域住民向け講演会についての広告 ：地域住民や講演会等の広告であって、患者の受診を誘引すること等を意図していない広告は、<u>広告に該当しない</u>。</p>	
—	【広告非該当】	<p>医療法人の附帯業務施設単独の広告 ：医療機関の広告として医療法人の附帯業務について掲載するものではなく、当該附帯業務を専ら行うための施設単独の広告は、<u>広告に該当しない</u>。</p>	
—	【広告非該当】	<p>キャッチコピーやあいさつ文 ：通常医療に関する内容とは考えられないあいさつ文を使用したキャッチコピーについては、<u>広告可能</u>。 (例：「休日・夜間でもご来院ください」、「開院20周年を迎えました。よろしくお願います」等)</p>	

3 医師・歯科医師の略歴等について																																																																																																																																																																
<input type="checkbox"/>	掲載する略歴は、地域医師会等での役職や学会の役員であるか。また、特定の経歴を特に強調したものではなく、一連の履歴を総合的に記載したものであるか。																																																																																																																																																															
×	【広告不可】 医師個人が行った手術の件数	医療広告ガイドライン第5-4-(1) 医療広告ガイドライン第5-4-(8)ア④ 医療広告ガイドライン第5-4-(13)ア Q&A [Q3-15, Q3-16]																																																																																																																																																														
×	【広告不可】 研修を受けた旨																																																																																																																																																															
×	【広告不可】 単に学会の会員である旨																																																																																																																																																															
○	【広告可能】 医師又は歯科医師である旨																																																																																																																																																															
○	【広告可能】 地域医師会等での役職、学会の役員（ただし、現任であること、ホームページ上などでその活動内容や役員名簿が公開されていることが必要）																																																																																																																																																															
○	【広告可能】 特定の経歴を特に強調するものではなく、一連の履歴を総合的に記載した略歴（社会的な評価を受けている客観的事実であって、その正否を容易に確認できる事項であることが必要）																																																																																																																																																															
4 医師・歯科医師の専門性資格について																																																																																																																																																																
<input type="checkbox"/>	掲載する専門性資格は、専門性に関する認定を受けたものであるか。																																																																																																																																																															
×	【広告不可】 厚生労働省認定〇〇専門医（虚偽広告）	医療広告ガイドライン第3-1-(2) 医療広告ガイドライン第3-1-(4) 医療広告ガイドライン第5-4-(8)イ																																																																																																																																																														
×	【広告不可】 〇〇専門医（誤解を与えるものとして誇大広告に該当）																																																																																																																																																															
×	【広告不可】 〇〇協会認定施設（活動実態のない団体による認定は誇大広告に該当）																																																																																																																																																															
×	【広告不可】 〇〇学会認定医（活動実態のない団体による認定は誇大広告に該当）																																																																																																																																																															
○	<input type="checkbox"/> 【広告可能】 <<医師〇〇〇〇（〇〇〇〇学会認定〇〇〇〇専門医）>> ～認められる学会の名称と専門医の資格名は、次のとおり～																																																																																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">団体名</th> <th rowspan="2">資格名</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医師</td><td>公益社団法人</td><td>日本整形外科学会</td><td>整形外科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>公益社団法人</td><td>日本皮膚科学会</td><td>皮膚科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>公益社団法人</td><td>日本麻酔科学会</td><td>麻酔科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>公益社団法人</td><td>日本医学放射線学会</td><td>放射線科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>公益財団法人</td><td>日本眼科学会</td><td>眼科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>公益社団法人</td><td>日本産婦人科学会</td><td>産婦人科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本耳鼻咽喉科学会</td><td>耳鼻咽喉科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本泌尿器科学会</td><td>泌尿器科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本形成外科学会</td><td>形成外科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本病理学会</td><td>病理専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本内科学会</td><td>総合内科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本外科学会</td><td>外科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本糖尿病学会</td><td>糖尿病専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本肝臓学会</td><td>肝臓専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本感染症学会</td><td>感染症専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本救急医学会</td><td>救急科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本血液学会</td><td>血液専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本循環器学会</td><td>循環器専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本呼吸器学会</td><td>呼吸器専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般財団法人</td><td>日本消化器病学会</td><td>消化器病専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本腎臓学会</td><td>腎臓専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>公益社団法人</td><td>日本小児科学会</td><td>小児科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本内分泌学会</td><td>内分泌代謝科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本消化器外科学会</td><td>消化器外科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>公益社団法人</td><td>日本超音波医学会</td><td>超音波専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>公益社団法人</td><td>日本臨床細胞学会</td><td>細胞診専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本透析医学会</td><td>透析専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本脳神経外科学会</td><td>脳神経外科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>公益社団法人</td><td>日本リハビリテーション医学会</td><td>リハビリテーション科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本老年医学会</td><td>老年病専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>特定非営利活動法人</td><td>日本胸部外科学会</td><td>心臓血管外科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>特定非営利活動法人</td><td>日本血管外科学会</td><td>心臓血管外科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>特定非営利活動法人</td><td>日本心臓血管外科学会</td><td>心臓血管外科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>特定非営利活動法人</td><td>日本胸部外科学会</td><td>呼吸器外科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>特定非営利活動法人</td><td>日本呼吸器外科学会</td><td>呼吸器外科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本消化器内視鏡学会</td><td>消化器内視鏡専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>特定非営利活動法人</td><td>日本小児外科学会</td><td>小児外科専門医</td></tr> <tr><td>医師</td><td>一般社団法人</td><td>日本神経学会</td><td>神経内科専門医</td></tr> </tbody> </table>	職種	団体名		資格名	区分	名称	医師	公益社団法人	日本整形外科学会	整形外科専門医	医師	公益社団法人	日本皮膚科学会	皮膚科専門医	医師	公益社団法人	日本麻酔科学会	麻酔科専門医	医師	公益社団法人	日本医学放射線学会	放射線科専門医	医師	公益財団法人	日本眼科学会	眼科専門医	医師	公益社団法人	日本産婦人科学会	産婦人科専門医	医師	一般社団法人	日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	医師	一般社団法人	日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	医師	一般社団法人	日本形成外科学会	形成外科専門医	医師	一般社団法人	日本病理学会	病理専門医	医師	一般社団法人	日本内科学会	総合内科専門医	医師	一般社団法人	日本外科学会	外科専門医	医師	一般社団法人	日本糖尿病学会	糖尿病専門医	医師	一般社団法人	日本肝臓学会	肝臓専門医	医師	一般社団法人	日本感染症学会	感染症専門医	医師	一般社団法人	日本救急医学会	救急科専門医	医師	一般社団法人	日本血液学会	血液専門医	医師	一般社団法人	日本循環器学会	循環器専門医	医師	一般社団法人	日本呼吸器学会	呼吸器専門医	医師	一般財団法人	日本消化器病学会	消化器病専門医	医師	一般社団法人	日本腎臓学会	腎臓専門医	医師	公益社団法人	日本小児科学会	小児科専門医	医師	一般社団法人	日本内分泌学会	内分泌代謝科専門医	医師	一般社団法人	日本消化器外科学会	消化器外科専門医	医師	公益社団法人	日本超音波医学会	超音波専門医	医師	公益社団法人	日本臨床細胞学会	細胞診専門医	医師	一般社団法人	日本透析医学会	透析専門医	医師	一般社団法人	日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	医師	公益社団法人	日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	医師	一般社団法人	日本老年医学会	老年病専門医	医師	特定非営利活動法人	日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医	医師	特定非営利活動法人	日本血管外科学会	心臓血管外科専門医	医師	特定非営利活動法人	日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医	医師	特定非営利活動法人	日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医	医師	特定非営利活動法人	日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医	医師	一般社団法人	日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医	医師	特定非営利活動法人	日本小児外科学会	小児外科専門医	医師	一般社団法人	日本神経学会	神経内科専門医	
職種	団体名		資格名																																																																																																																																																													
	区分	名称																																																																																																																																																														
医師	公益社団法人	日本整形外科学会	整形外科専門医																																																																																																																																																													
医師	公益社団法人	日本皮膚科学会	皮膚科専門医																																																																																																																																																													
医師	公益社団法人	日本麻酔科学会	麻酔科専門医																																																																																																																																																													
医師	公益社団法人	日本医学放射線学会	放射線科専門医																																																																																																																																																													
医師	公益財団法人	日本眼科学会	眼科専門医																																																																																																																																																													
医師	公益社団法人	日本産婦人科学会	産婦人科専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本形成外科学会	形成外科専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本病理学会	病理専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本内科学会	総合内科専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本外科学会	外科専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本糖尿病学会	糖尿病専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本肝臓学会	肝臓専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本感染症学会	感染症専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本救急医学会	救急科専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本血液学会	血液専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本循環器学会	循環器専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本呼吸器学会	呼吸器専門医																																																																																																																																																													
医師	一般財団法人	日本消化器病学会	消化器病専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本腎臓学会	腎臓専門医																																																																																																																																																													
医師	公益社団法人	日本小児科学会	小児科専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本内分泌学会	内分泌代謝科専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本消化器外科学会	消化器外科専門医																																																																																																																																																													
医師	公益社団法人	日本超音波医学会	超音波専門医																																																																																																																																																													
医師	公益社団法人	日本臨床細胞学会	細胞診専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本透析医学会	透析専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医																																																																																																																																																													
医師	公益社団法人	日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本老年医学会	老年病専門医																																																																																																																																																													
医師	特定非営利活動法人	日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医																																																																																																																																																													
医師	特定非営利活動法人	日本血管外科学会	心臓血管外科専門医																																																																																																																																																													
医師	特定非営利活動法人	日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医																																																																																																																																																													
医師	特定非営利活動法人	日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医																																																																																																																																																													
医師	特定非営利活動法人	日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医																																																																																																																																																													
医師	特定非営利活動法人	日本小児外科学会	小児外科専門医																																																																																																																																																													
医師	一般社団法人	日本神経学会	神経内科専門医																																																																																																																																																													

○ 【広告可能】

医師	一般社団法人	日本リウマチ学会	リウマチ専門医
医師	一般社団法人	日本乳腺学会	乳腺専門医
医師	一般社団法人	日本人類遺伝学会	臨床遺伝専門医
医師	一般社団法人	日本東洋医学会	漢方専門医
医師	特定非営利活動法人	日本レーザー医学会	レーザー専門医
医師	特定非営利活動法人	日本呼吸器内視鏡学会	気管支鏡専門医
医師	一般社団法人	日本アレルギー学会	アレルギー専門医
医師	一般社団法人	日本核医学会	核医学専門医
医師	特定非営利活動法人	日本気管食道科学会	気管食道科専門医
医師	一般社団法人	日本大腸肛門病学会	大腸肛門病専門医
医師	公益社団法人	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
医師	一般社団法人	日本ベイトリコ学会	ベイトリコ専門医
医師	一般社団法人	日本熱傷学会	熱傷専門医
医師	特定非営利活動法人	日本脳神経血管内治療学会	脳血管内治療専門医
医師	公益社団法人	日本臨床腫瘍学会	がん薬物療法専門医
医師	一般社団法人	日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
医師	一般社団法人	日本生殖医学会	生殖医療専門医
医師	一般社団法人	日本小児神経学会	小児神経専門医
医師	特定非営利活動法人	日本心療内科科学会	心療内科専門医
医師	一般社団法人	日本総合病院精神医学会	一般病院連携精神医学専門医
医師	公益社団法人	日本精神神経学会	精神科専門医
歯科医師	公益社団法人	日本口腔外科学会	口腔外科専門医
歯科医師	特定非営利活動法人	日本歯周病学会	歯周病専門医
歯科医師	一般社団法人	日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医
歯科医師	公益社団法人	日本小児歯科学会	小児歯科専門医
歯科医師	特定非営利活動法人	日本歯科放射線学会	歯科放射線専門医
薬剤師	一般社団法人	日本医薬学会	がん専門薬剤師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	がん看護専門看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	小児看護専門看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	精神看護専門看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	地域看護専門看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	母性看護専門看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	老人看護専門看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	がん化学療法看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	がん性疼痛看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	感染管理認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	救急看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	手術看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	小児救急看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	新生児集中ケア認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	摂食・嚥下障害看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	透析看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	糖尿病看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	乳がん看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	訪問看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	感染症看護専門看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	急性・重症患者看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	慢性疾患看護専門看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	緩和ケア認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	集中ケア認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	認知症看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	皮膚・排泄ケア認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	不妊症看護認定看護師
看護師	公益社団法人	日本看護協会	がん放射線療法看護認定看護師
保健師			
助産師			
歯科衛生士			
診療放射線技師			
歯科技工士			
臨床検査技師			
衛生検査技師			
理学療法士			
作業療法士			
視能訓練士			
臨床工学技士			
義肢装具士			
救急救命士			
言語聴覚士			
管理栄養士			

次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う専門性に関する認定を受けた旨

- ・ 学術団体として法人格を有していること。
- ・ 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が当該認定に係る医療従事者であること。
- ・ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。
- ・ 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。
- ・ 当該認定に係る専門性に関する資格の取得条件を公表していること。
- ・ 資格の認定に際して、三年以上の研修の受講を条件としていること。
- ・ 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。
- ・ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。
- ・ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

5 診療科名について

掲載する診療科名は、法令で認められたものであるか。

医療広告ガイドライン第5-4-(2)
Q & A [Q5-4]

× 【広告不可】 **※平成20年4月1日以降、広告が認められない診療科名**
 神経科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、
 気管食道科
 (注)上記診療科名は、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き、
 広告することが認められる。
 (注)上記診療科名を医療機関名を含む場合でも、当該医療機関名を変更する必要はない。
 (新たに開業する場合や、名称変更する場合は、上記診療科名を医療機関名に含める
 ことはできない。)

× 【広告不可】 **※不適切な組み合わせとして認められない診療科名**

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形又は形成
外科	心療
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年又は高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、 腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、 十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、 心臓又は脳
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、 気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、 頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、 十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、 心臓又は脳
産婦人科	男性、小児又は児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、 肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頭部、 気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、 大腸、肝臓、胆のう、膵臓又は心臓
耳鼻咽喉科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、 心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、 小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓又は心臓

× 【広告不可】 **※法令に根拠のない名称**

医科	呼吸器科、循環器科、消化器科、女性科、老年科、化学療法科、 疼痛緩和科、ペインクリニック科、糖尿病科、性感染症科 など
歯科	インプラント科、審美歯科 など

○ 【広告可能】 ○診療科名具体例

内科	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、心臓内科、 血液内科、気管食道内科、胃腸内科、腫瘍内科、糖尿病内科、 代謝内科、内分泌内科、脂質代謝内科、腎臓内科、神経内科、 心療内科、感染症内科、漢方内科、老年内科、女性内科、 新生児内科、性感染症内科、内視鏡内科、人工透析内科、 疼痛緩和内科、ペインクリニック内科、アレルギー疾患内科、 内科(ペインクリニック)、内科(循環器)、内科(薬物療法)、 内科(骨髄移植)
外科	外科、呼吸器外科、心臓血管外科、心臓外科、消化器外科、 乳腺外科、小児外科、気管食道外科、肛門外科、整形外科、 脳神経外科、形成外科、美容外科、腫瘍外科、移植外科、 頭頸部外科、胸部外科、腹部外科、肝臓外科、胆のう外科、 食道外科、胃外科、大腸外科、内視鏡外科、 ペインクリニック外科、外科(内視鏡)、外科(がん)
精神科	精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、 泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 リハビリテーション科、放射線科、放射線診断科、 放射線治療科、病理診断科、臨床検査科、救急科、児童精神科、 老年精神科、小児眼科、小児耳鼻いんこう科、小児皮膚科、 気管食道・耳鼻いんこう科、腫瘍放射線科、男性泌尿器科、 神経泌尿器科、小児泌尿器科、小児科(新生児)、 泌尿器科(不妊治療)、泌尿器科(人工透析)、 産婦人科(生殖医療)、美容皮膚科 など
歯科	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科

○	【広告可能】	※複数の事項を組み合わせた通常考えられる診療科名	
		医科	「血液・腫瘍内科」, 「糖尿病・代謝内科」, 「小児腫瘍外科」, 「老年心療内科」, 「老年・呼吸器内科」, 「女性乳腺外科」, 「移植・内視鏡外科」, 「消化器・移植外科」, 「ペインクリニック・整形外科」, 「脳・血管外科」, 「頭頸部・耳鼻いんこう科」, 「肝臓・胆のう・膵臓外科」, 「大腸・肛門外科」, 「消化器内科(内視鏡)」, 「腎臓内科(人工透析)」, 「腫瘍内科(疼痛緩和)」, 「腎臓外科(臓器移植)」, 「美容皮膚科(漢方)」 など
		歯科	小児矯正歯科 など
□ 診療科名の数・組み合わせの表示形式について			
※	医療機関が広告する診療科名は、当該医療機関に勤務する医師又は歯科医師一人に対して主たる診療科名を原則2つ以内とすること。		医療広告ガイドライン第5-4-(2)
※	診療科名の表示形式は、次のような形式となっているか。		
○	【広告可能】	「○○△△科」(例:「呼吸器内科」「消化器外科」)	
○	【広告可能】	「○○・△△科」(例:「肝臓・消化器外科」「糖尿病・代謝内科」)	
○	【広告可能】	「○○科(△△)」(例:「内科(循環器)」)	
□ その他			
※	麻酔科を診療科名として広告するときは、許可を受けた医師の氏名を併せて広告すること(麻酔科医が頻繁に入れ替わるような医療機関であっても、麻酔科医の氏名を併せて広告すること。)		医療広告ガイドライン第5-4-(2) Q & A [Q3-3]
6 表現内容等について			
□ 掲載内容は、虚偽広告・比較優良広告・誇大広告〔以下参考例を記載〕			
×	【広告不可】	「アンチエイジング」 アンチエイジングは診療科名として認められておらず、また、公的医療保険の対象や薬機法上の承認を得た医薬品等による診療の内容ではなく、広告として認められない。	医療広告ガイドライン第2-3 医療広告ガイドライン第5-4-(7)-ア⑦ Q & A [Q2-18]
×	【広告不可】	「最高の医療の提供を約束！」 「最高」は最上級の比較表現であり、認められない。また、「最高の医療の提供」は客観的な事実であると証明できない事項でもある。	
×	【広告不可】	病人が回復して元気になる姿のイラスト 効果に関する事項は広告可能な事項ではなく、また、回復を保障すると誤認を与えるおそれがあり、誇大広告に該当するので、認められない。	
×	【広告不可】	病院等のウェブサイトのURL (例: www.gannkieru.ne.jp) ガン消える(gannkieru)とあり、癌が治癒することを暗示している。治療の効果に関することは、広告可能な事項ではなく、また、治療を保障している誇大広告にも該当し得るものであり、認められない。	
×	【広告不可】	病院等のEメールアドレス (例: nolhospi@xxx.or.jp) 「nolhospi」の文字は、「No.1Hospital」を連想させ、日本一の病院である旨を暗示しており、比較優良広告に該当するものであり、認められない。	
○	【広告可能】	医療機関の建物、据え置き型の医療機器等機械器具の写真 ただし、当該医療機関で提供できない医療機器の画像を用いた広告は、虚偽広告に該当するため、当該画像は広告不可。	

×	【広告不可】	<p>専門外来</p> <p>「糖尿病外来」・「認知症外来」等、「〇〇外来」の表記は、広告可能な診療科名と誤認を与える事項であり、広告不可。 ※ウェブサイトについては、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定を解除可能。 ※保険診療や健康診査等の広告可能な範囲（「糖尿病」・「花粉症」・「乳腺検査」等の特定の治療や検査を外来の実施する旨等）であれば、広告は可能。</p>	医療広告ガイドライン第3-1-(1) Q & A [Q 2-6]
×	【広告不可】	<p>未承認医薬品による治療の内容</p> <p>治療の方法については、広告告示で認められた保険診療で可能なものや、医薬品医療機器等法で承認された医薬品による治療等に限定されており、広告不可。</p> <p>ただし、限定解除の要件を満たした場合は広告可能。 (注) 国内で承認されていない未承認医薬品等を自由診療に使用する場合は、当該効能・効果への承認がない適用外使用の場合は、限定解除の要件として、次の4点を含むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 未承認医薬品等であることの明示 ② 入手経路等の明示 ③ 国内の承認医薬品等の有無の明示 ④ 諸外国における安全性等に係る情報の明示 	医療広告ガイドライン第3-1-(1) Q & A [Q 2-13, Q 2-14]
×	【広告不可】	<p>加工・修正した術前・術後の写真等の掲載</p> <p>あたかも効果があるかのように見せるため加工・修正した術前術後の写真等は、虚偽広告として広告不可。</p>	医療広告ガイドライン第3-1-(2) Q & A [Q 3-22]
×	【広告不可】	<p>「一日で全ての治療が終了します。」</p> <p>治療後の定期的な処置等が必要であるにもかかわらず、全ての治療が一日で終了するといった内容の表現を掲載している場合は、虚偽広告として広告不可。</p>	
×	【広告不可】	<p>「〇%の満足度」</p> <p>データの根拠（具体的な調査の方法等）を明確にせず、データの結果と考えられるもののみを示すものは、虚偽広告として広告不可。 また、公正に収集されたデータといえないものも、虚偽広告として広告不可。</p> <p>※求められた際に内容に係る裏付けとなる合理的根拠を示し、客観的に実証できるのであれば、広告可能。</p>	
×	【広告不可】	<p>「〇〇〇〇の治療では、日本有数の実績を有する病院です。」</p> <p>「当院は県内一の医師数を誇ります。」</p> <p>「本グループは全国に展開し、最高の医療を広く提供しております。」</p> <p>「芸能プロダクションと提携しています。」</p> <p>「著名人も〇〇医師を推薦しています。」</p> <p>「著名人も当院で治療を受けております。」</p> <p>特定又は不特定の他の医療機関（複数の場合を含む。）と自らを比較の対象とし、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、自らの病院等が他の医療機関よりも優良である旨を広告することを意味することであり、医療に関する広告としては認められない。</p> <p>これは、事実であったとしても、優秀性について、著しく誤認を与えるおそれがあるために禁止されるものであり、例えば、「日本一」、「No.1」、「最高」等の表現は、客観的な事実であったとしても、禁止される表現に該当すること。</p>	医療広告ガイドライン第3-1-(3)

×	【広告不可】	<p>〔美容外科の自由診療として〕「顔面の〇〇術1か所〇〇円」</p> <p>例えば、大きく表示された費用は5か所以上同時に実施した時の費用であり、1か所の場合等には、倍近い費用がかかる場合等、小さな文字で注釈が付されていたとしても、当該広告物からは注釈を見落とすものと常識的判断から認識できる場合には、誇大広告として広告不可。</p> <p>「〇〇センター」、「〇×医院 糖尿病クリニック」</p> <p>病院や診療所の名称については、正式な名称のみを広告可能。 医療機関の名称として、又は医療機関の名称と併せて「〇〇センター」と掲載することについては、 ①救命救急センター、休日夜間急患センター、総合周産期母子医療センター等、一定の医療を担う医療機関である場合 ②当該医療機関が当該診療について、地域における中核的機能や役割を担っていると都道府県等が認める場合に限るものとし、それ以外の場合は、誇大広告として広告不可。 ※ 医療機関の部門名として患者向けに院内掲示しているものをそのままウェブサイトに掲載している場合等には、<u>原則誇大広告として扱わない。</u> ※ 病院内の院内掲示であれば、「〇〇センター」等と掲示することは可能</p> <p>「手術や処置等の効果又は有効性を強調するもの」</p> <p>撮影条件や被写体の状態を変えるなどして撮影した術前術後の写真等をウェブサイトに掲載し、その効果又は有効性を強調することは、患者等を誤認させ、不当に誘引するおそれがあることから、誇大広告として取り扱う。</p> <p>「〇〇の症状がある二人に一人が〇〇のリスクがあります」</p> <p>「こんな症状が出ていれば命に関わりますので、今すぐ受診ください」</p> <p>「〇〇手術は効果が高く、おすすめです」</p> <p>「〇〇手術は効果が乏しく、リスクも高いので、新開発の〇〇手術をおすすめします」</p> <p>科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず特定の症状に関するリスクや、手術・処置等の有効性・リスクを強調することにより、医療機関への受診や手術等の実施へ誘導するものは、誇大広告として取り扱う。</p>	医療広告ガイドライン第3-1-(4) Q & A [Q1-13, Q5-5]
<input type="checkbox"/> 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談			
×	【広告不可】	<p>医療機関が、当該医療機関への誘引を目的として、治療等の内容又は効果に関する患者等の主観に基づく体験談を紹介することについては、医療に関する広告としては認められない（個々の患者の状態等によりその感想は異なり、誤認を与えるおそれがあるため）。</p> <p>※例：医療機関のウェブサイト上の口コミ情報</p>	医療広告ガイドライン第3-1-(5) Q & A [Q2-9]
○	【広告可能】	<p>個人が運営するウェブサイト、SNSの個人ページ及び第三者が運営する口コミサイト等への体験談の掲載については、医療機関が広告料等の費用負担の便宜等を図って掲載を依頼しているなどによる誘引性が認められない場合は、広告に該当しない。</p>	
<input type="checkbox"/> 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等			
×	【広告不可】	<p>術前又は術後（手術以外の処置等を含む。）の写真やイラストのみを示し、説明が不十分なもの</p> <p>ビフォーアフター写真等については、個々の患者の状態等により治療等の結果は異なるため、医療に関する広告としては認められない。 ただし、写真等に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な説明を付した場合は、医療に関する広告には該当しない。</p>	医療広告ガイドライン第3-1-(6) Q & A [Q2-8]

<input type="checkbox"/> 品位を損ねる内容の広告			
×	【広告不可】	<p>「ただいまキャンペーンを実施中」</p> <p>「期間限定で〇〇療法を50%オフで提供しています」</p> <p>「〇〇療法 100,000円 50,000円」</p> <p>「〇〇治療し放題プラン」</p> <p>「無料相談された方全員に〇〇をプレゼント」</p> <p>費用を強調した広告や、提供される医療の内容とは直接関係のない情報により患者を誘因する内容の広告は行わないこと。</p>	医療広告ガイドライン第3-1-(8)-ア
<input type="checkbox"/> 他法令又は他法令に関する広告ガイドラインで禁止される内容の広告			
×	【広告不可】	「医薬品『〇〇錠』を処方できます」	医療広告ガイドライン第3-1-(8)-イ
○	【広告可能】	<p>「当院ではジェネリック医薬品を採用しております」</p> <p>「AGA治療薬を取り扱っております（自由診療・標準価格〇〇円）」</p> <p>医薬品の商品名は広告不可。また、医薬品が特定されない場合は広告可能。併せて、自由診療である旨及び標準価格を示すことで、医薬品医療機器等法の承認を得た医薬品による治療の内容に関する事項として広告可能。</p>	
7 自由診療について			
<p>掲載が認められた自由診療に係る内容となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 自由診療とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づき療養等の給付並びに公費負担医療に係る給付の対象とならない検査、手術その他の治療の方法をいう。</p>			
×	【広告不可】	歯科医師の個人輸入による入手したインプラントによる治療	医療広告ガイドライン第5-4-(12) Q&A〔Q2-4, Q3-9〕
×	【広告不可】	<p>「プチ〇〇」といった短時間で行える、身体への負担が比較的少ない、費用も手軽である、という印象を与える表現</p> <p>提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張した表現や、誤認させるおそれがある表現は、誇大広告に該当する可能性がある。</p>	
○	【広告可能】	<p>歯科用インプラントによる治療</p> <p>「自由診療のうち薬機法の承認又は認証を得た医療機器を用いる検査、手術、その他の治療の方法」として、薬機法上の医療機器として承認されたインプラントを使用する場合には、公的医療保険が適用されない旨と治療にかかる標準的な費用が併記されていれば、広告可能。</p>	
8 その他			
—		<p>・あん摩業、マッサージ業、はり業や柔道整復業又はそれらの施術所の広告は、医療法の対象ではないため、「医療広告ガイドライン」の規制を受けない。</p> <p>⇒「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」第7条第1項、「柔道整復師法」第24条第1項による広告規制が適用される。</p>	Q&A〔Q5-1〕